

## 角田市議会議長交際費支出基準（令和5年3月10日制定）

（趣旨）

**第1条** この基準は、角田市議会議長（以下「議長」という。）が、市議会を代表し対外的に活動を行うために必要と認める経費（以下「交際費」という。）に関して、支出の明確化及び透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（支出基準）

**第2条** 交際費は、支出する相手及び支出する内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出するものとし、その支出区分、内容等は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金等は、葬儀等における経費とし、別表の対象となる職に応じそれぞれ同表の区分に掲げる弔慰金等を支出する。
- (2) 祝儀等は、記念式典、行事等に係る経費とし、金額の明示があるものについては当該金額を、金額の明示がないものについては当該経費相当額を支出する。
- (3) 会費は、各種団体等が行う会議等の参加に係る経費とし、金額の明示があるものについては当該金額を、金額の明示がないものについては当該経費相当額を支出する。
- (4) 賛助金（協賛金を含む。）は、各種団体等の活動の趣旨から公益性が認められる団体等に対する経費とし、5,000円を限度として支出する。
- (5) 渉外費は、市政及び市議会と関わりのある各種団体等との交渉等に際する経費を支出する。

2 別表の対象となる者のうち、当該対象となる者の職が重複する場合は、弔慰金の金額を比較して高い職を適用し、重複支出しない。

3 前2項に規定するもののほか、交際上、議長が必要と認める経費については、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

（交際費の不支出）

**第3条** 前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものは支出しない。

（交際費の公表）

**第4条** この基準に基づく交際費の執行状況は、次に掲げる事項について、月ごとに集計し、当該月分を翌月15日までに公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分

(3) 支出金額

(4) 支出内容

2 公表の方法は、議長交際費支出状況（様式）により市ホームページへの掲載により行うものとする。

3 公表の期間は、交際費を支出した日の属する年度の翌年度から起算して5年間行うものとする。

4 公表は、支出相手方のプライバシーに配慮し、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

（見直し）

**第5条** この基準は、交際費の支出する内容及び支出する金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象	区分	本人			親族	備考
		弔慰金(円)	花環	弔辞	弔慰金(円)	
市議会議員		10,000	○	○	5,000	
元市議会議員		5,000	○	○		
市特別職		10,000	○	○	5,000	市長、副市長及び教育長とする。
元市特別職		5,000				市長、副市長（助役を含む）及び収入役とする。
関係する議長		5,000				仙南1市7町等
関係する国会議員、県議会議員等		5,000				
その他関係者		その都度協議する。				

※親族とは、配偶者、父母（配偶者の父母にあつては、本人と同居する者に限る。）及び子とする。

